

1 事業名

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

2 事業の概要

障害者雇用就業員の報酬額の引上げを行うため、所要の改正を行うものである。

・改正前：日額 5,460 円

・改正後：日額 5,580 円

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、必要に応じて非常勤の特別職員の報酬額の見直しを行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

障害者雇用就業員の報酬（1月分）

日額の差額 120 円×21 日×6 名=15,120 円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第 8 4 号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

別表第 2 (第 2 条関係)

その他市長が任命した特別職員

職名及び区分	報酬額	
略		
障害者雇用従業員	日額	5,580円
略		

別表第 2 (第 2 条関係)

その他市長が任命した特別職員

職名及び区分	報酬額	
略		
障害者雇用従業員	日額	5,460円
略		